

第 31 回農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和 7 年 1 月 29 日（水） 午後 4 時 30 分～午後 5 時 13 分
- 2 場 所 湯河原町役場 第 2 庁舎 3 階 第 1 ～第 3 会議室
- 3 出席者 農業委員 議長 外 5 名
出席を求めた農地利用最適化推進委員 1 名（欠席：第 1 ・ 3 区域）
- 4 本日の議案は議事録に編集のとおりである
- 5 本日の書記は下記のとおりである
菊地照忠（事務局職員任免）
- 6 議 事

事務局長	皆さんこんにちは。 先日の農林水産まつり、お疲れ様でございました。お陰様で去年より、かなり人数の方がアップで入場者がアップしましたことをお伝えいたします。 それでは定刻になりましたので、第 31 回農業委員会総会を開会したいと思います。会長よろしくお願いします。
議長	皆さんこんにちは。 令和 7 年第 1 回目の総会でございます。 昨年中は皆さん、大変ご苦勞様でした。また、農林水産まつりで、大根の栽培、洗って販売をしていただきましたが、午後 1 時少し前ぐらいに完売販売しました。たくさん作っていただきましたが、すぐに完売となりました。 今回、私は農業相談を一人受けました。これから農業に従事したい人でした。 これが終わった後に、新年会がありますが、新年の挨拶とさせていただきます。総会を開催したいと思います。よろしくお願いします。 それでは議事録署名委員の指名でございますが、4 番委員、5 番委員の 2 人をお願いしたいと思います。 それでは早速、議事の方に入りたいと思います。 議案は一つずつにしますか、一緒にしますか。
事務局長	一緒でもよろしいですか。

議長	一緒でもいいでしょう。議決は別々ですが説明は一括で、採決は別々にします。(1)(2)を一括して説明をお願いします。 日程番号1 議案番号74、農地法第3条の規定による許可申請書審議について及び日程番号2 議案番号75、農地法第3条の規定による許可申請書審議について、事務局から説明をお願いします。
事務局	日程番号1 議案番号74、農地法第3条の規定による許可申請書審議について及び日程番号2 議案番号75、農地法第3条の規定による許可申請書審議について説明いたします(事務局説明)。 ご審議の程、よろしくお願いします。
議長	それではこの件について現地調査された、6番委員、報告をお願いします。
6番委員	今月19日、私と5番委員、2人で現地の確認をさせていただきました。お手許の写真にある通り、確かに耕作してしまして、農地としてこのままやっていたら、下手に荒らすよりいいのではないかなという感じがしまして、農地ということでもいいんじゃないかなということで、現場の方を見てまいりました。手許の資料をよく見ていただければ、本当に丁寧に書いてあるのでわかりやすいと思います。間違いなくやっております。以上です。
議長	5番委員、なにかありますか。
5番委員	的確でした。
議長	わかりました。この件についてご質問ご意見ある方はお願いいたします。私の方から、今度、 さんが購入されて作るものが柑橘だとか椎茸だとか、営業所が町内にあると、住まわれているのが東京の方で、営業所をこちらに置いて、そこから作業の起点にし、行ったり来たりして、日数は柑橘などで、野菜と違ってそんなに毎日行かなくていいから、通作距離というか、管理が十分できるかという心配が若干ありますがどうですか。
事務局	ご指摘がありましたことにつきましては、取締役の親子のうちの息子さんの方であります澤井潔さんが150日、現地に対応するというので、こちらまで来てやるということでございます。
議長	半分、住むような形になるんですかね、営業所かどうかわかりませんが、どこかで。
事務局	そのための休憩場所を含めた営業所を設けており、通作距離を短くするというのを伺っております。

議長	もう一点、色々作物を作って結構なんですけど、椎茸というのが申請書にあって、椎茸は農業なのかよくわからないですけども、農地を農地として使えるわけですか。
事務局	ご質問ですけども、柑橘以外でなるべく時間もかからない中で、椎茸の原木ナラの木を買っておりまして、既に、菌を植え付けているところですけども、場所的にそちらを候補地として考え、現地を荒らさないような綺麗な形をとって、椎茸として栽培を考えておると聞いておりますけれども、他に何かされるかという、柑橘でもみかん以外のものも考えているとは言われておりますけれども、椎茸が広範囲の面積で占めておりますけれども、その形で栽培等も対応したいと言われておりました。
議長	椎茸をやるのに、別に異論がないですけども、椎茸を原木栽培で、菌床栽培ではなくて、外に置いて楢木で育てていくというのは農地になるか、それを聞いている。結局、3条だから農地は農地として、継続的に利用しますと所有者だとか、あるいは使う人が変わったりするは3条です。それは農地のまま使うということだから、椎茸栽培を原木で行うのは農地性が継続されるものなのか。
事務局長	すごい難しい話だと思うんですが、
議長	分からない。
事務局長	椎茸も一応農作物なので。
議長	本当に。
事務局長	そう思ってるんですが違いますか。
議長	林産物か。
事務局長	そこまで私ども事務局の方は調べてないんですが、農作物としてやっていけば農地として扱うことはよろしいかとか、思っておりますが、詳しくは調べてないです。
議長	私も分からないですけど。

6 番委員	少し話がそれてしまうかもしれませんが、数年前に渋沢、国道 246 号沿い、今、第 2 東名の工事を施工しているところで、太陽光農地で太陽光発電をしながら椎茸の楯木を寝かせるということで営農許可を取っています。
議長	誰かがね。
6 番委員	だから農地としては解釈できると僕は思いますけど。
議長	それは営農型発電ですか。
6 番委員	そうです。営農型発電です。
議長	太陽光の下で。
6 番委員	背の高さぐらいまであるかな。パネルの下で。
議長	だからあれ一時転用みたいな形で転用面積、その他の部分で椎茸を栽培し、その部分は農地ですと。
6 番委員	そういう解釈をすれば事務局長の言われるとおり農産物でしょう。
事務局	お手元の 〇〇 様の方の許可申請書をお開きください。そちらのですね、23 ページ、こちら 〇〇 氏が府中市に耕作状況等届出書を出されている中で、下から 7 番目のところに椎茸という形で収穫量という形で出されておりますので、市内農地、ここで言う市内農地という取り扱いをされておりますので、同様な形ではないかと思われます。
議長	例えば、筍は農産物としてね、竹の棒として食用で使うということで管理していれば、農地性はあるということで問題はないです。筍を取らないで放っておくと、これは農地ではないというふうになってしまうぐらいで竹の場合ですけど。そういうふうに解釈されて農産物、農地として扱われている。地面から切り離されている。そこが少し心配でこちらのお住まいの方の農業委員会の見解と 6 番委員の話もあるので、大丈夫かなと思いますが。
事務局長	調べてきます。

議長	暫時、休憩します。
議長	休憩中の総会を再開します。 その他、事務局から説明をお願いします。
事務局	その他（１）ででございます。先程、会長および事務局長からもお話がありました１月２５日土曜日、農林水産まつりにつきまして、大変ご賛同いただきありがとうございます。 当日の大根の販売につきましては、こちらの記載の通り 300 本ご用意ができてまして 51,600 円の売上となりました。今回につきましては、大きさに差がありましたもので 100 円から 200 円の間を取らせていただいて、この金額につきましては通帳へ入金させていただいておりますので、報告させていただきました。以上です。
議長	続いて（２）、（３）まで一緒に
事務局	（２）令和 6 年度県央地区農業委員会連合会農業委員等特別研修会について、お手許のチラシをご覧ください。 一応こちらの方の連合会等 dengan いう講演会があるということで、机上配付だけさせていただきます。以上です。
議長	例えば、ここに申し込めば、席が空いていれば、参加できるということですか。
事務局	そうですね。
議長	行く人がいるか分からないけど。
事務局	もし行かれるようでしたら事務局に一声掛けていただければと思います。
議長	続いて、（３）湯河原町農業委員会告示について。
事務局	（３）湯河原町農業委員会告示についてを説明いたします。 お手許の資料 No.1 をご覧ください。 湯河原町農業委員会会議規則の一部を改正するものでございます。 「会議規則第 6 条中第 22 条第 2 項は」を（昭和 26 年法律第 88 号）第 31 条第 1 項の規定により総会を開くことができなくなるときは」に改定するものでございます。農業委員会等に関する法律第 22 条の条項には、「推進委員は、第 8 条第 4 項各号のいずれかに該当するに至った場合には、その職を失う。」と同法律第 2 項の記載がありません。

事務局	そうしますと現行の規則に対応ができないため、この部分を削除し、代わりに、先程お伝えしました「昭和 26 年法律第 88 号で制定された農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により総会を開くことができなくなるときは、」を記載するものでございます。この農業委員会等に関する法律第 31 条には、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」と記載されております。簡単に言いますと、こちらの規則第 6 条は、会議を開催するにあたり、在任する委員の過半数が出席しなければ会議を開催できない。こちらで今日、委員さんがギリギリではないかとか色んな事を事務局は思っていましたけれども、こういう中で、委員ご自身、または同居の親族若しくはその配偶者の関係する場合は、その委員を出席として加えることができる内容です。案件の中に、委員さんの関係する事柄があったとして、その総会を開催する総会の席に、総会を開催するにあたっては、参加委員の 1 人としてカウントすることができると、但し、案件に個人的なものが触れるときには、ご退場していただくこともあると、そういうことをここで整理させていただきたい内容でございます。それで、第 31 条関係につきまして、重複するところが規則第 11 条関係にございますので、それらを全て削除し、第 13 条から第 16 条までを一つずつ繰り上げるという内容ですけれども、もう 1 枚の方の湯原町農業委員会会議規則、こちらの両面焼き計 3 ページに当たりますけれども、今、お話をさせていただいたところ、赤字で入れさせていただきました。第 6 条のところを見え消しにしてあるところを削除し、赤字で追記することを入れました。それと第 11 条が農業委員会等に関する法律の第 31 条と重複するため、こちらを削除し、1 条ずつ繰り上げる内容でございます。
議長	ただいまの説明でなにかありますか。なんか説明が分かりにくいけど、元の法律の条文を書いてくればもう少し分かりやすい、理解しやすいけど、何らかの法律、規定により何とかその場合、その法律がどうなっているかということを書いてもらえれば読んでいて分かるけれども、非常に分かりにくいというか、それは説明の仕方としては、根拠法令というのをどこかに書いておかないと読んでいて分からない。休憩とします。
事務局長	お尋ねしたいんですけど、さっき会長が農林水産まつりの時に、農業相談を 1 件受けたということなんですが、どのような案件だったんでしょうか。
議長	住まいは真鶴に住んでる方で、新規参入の方なんですけれども、もっと面積を増やして農業をやりたいと、さらにやりたいと、湯河原町で、真鶴町に住んでいるけれども、湯河原町に農地がありませんかということで、できれば平らなところで野菜を作りたいとハウスもありませんか、まずそうは多分ないと、野菜が作れるような畑、

	平らな畑、真っ平らな畑かどうかはちょっとね、なかなか難しいかもしれないけども野菜作れるところはあるかもしれないから町の農業委員会の方に行って、様子を聞いてみてくださいというお話をしたんです。 農協の直売所部会の会員にもなっていて、MOAという伊豆の大仁、農場があるんですよね。そこの農場へ研修に行っていた。
事務局長	大仁の。
議長	そこで、就農等の技術、知識があるということで、たぶん、真鶴町で就農ができて、住んでいるのは真鶴町だそうです。そんな相談を、ご夫婦で来られていて、年齢を聞かなかったけども、まだ50代ぐらいじゃないかな、ちょっと見た感じね。そういう意見があったから、そのうち来るかもしれません。前も1回来たんだそうです。湯河原に。自分が、あんまり知識がなくて得られなかったけれども、色々勉強して仕組みが分かってから、もう1回農業委員会行ってみますとご本人が話されたので、そのうち来られるかもしれません。
事務局長	分かりました。
議長	よろしいですか。再開します。資料が配られたのでよろしくお願ひします。
事務局	お手許の資料、農業委員会等に関する法律、抜粋と記載しておりますが、こちらの条項の中で、一番下の第31条、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」と規定されております。 先程の第6条の今回の変更のところにつきましては、規則の方、見え消しになっているところですが、第22条第2項の場合とはというのが、現在こちらが使われておりません。こちらに代わるものとして、農業委員会等に関する法律の第31条を入れて、対応させていただきたいということでございます。第6条規則の第6条をもう一度お読みしますと、「会議は在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。」但し、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第31条第1項の規定により、総会を開くことができないときはこの限りではない。この解釈としましては、当事者が今回の案件等で、携わる形になっていても、総会を開催するにあたっての委員一員としてカウントすることができると過半数ではなく、当委員会で行きますと10人の委員さん、農業委員会委員さんがいらっしゃいます。5人では開催ができません。6人いないとできないということで、その5人以外の1名の部分が当案件等に携わる方であっても、開会としては1カウントして6名とし、案件の内容の際には外してもらふ形になりますけれども、開会ができることを明記しております。ここを整理させていただきました。それによりまして規則第11条関係につきましては、農業委員会等に関する法律第31条に、条

	文、上の文という形で既に明記されておりますので、ここであえて規則の方で重複するような内容を記載しても過重になってしまいますので、こちらを省く削るという解釈でございます。 第 11 条がなくなることによって、第 12 条以下が 1 条上に上がるという内容を盛り込んだ形で今回ご説明をさせていただきました。大変申し訳ございません。以上でございます。
議長	わかりました。何かご質問がありますか。第 11 条が今はなくなる。実質上は別々にあるので、こういった法律中で同じようになっているので、重複するのでこの制限は引き続きありますよということですね。他に何かありますか。これはいつから。
事務局	告示の決裁をこちらで取り次第ですので、早くて今日明日とかそういう話ですぐ切り替えるようにしますので。お手許、規則の 3 ページのところに丸々年月という形を書かせていただきましたけど、これが近日中に施行するというところでございます。
議長	次回の総会にこれが適用され、新しい規則になると。
事務局	おっしゃる通りです。
議長	他に何かありますか。戻りましたか。
事務局長	たぶん、県なんかなにかに聞いていると思います。
議長	皆さんの方からありますか。
事務局長	今の案件、議案の方ですけど、たまたま隣接地は、私どもの畑ですけど、きちんと管理しているところでして、みかんをメインにやってまして、今現在、椎茸は見当たらないですけどね。ほぼほぼ、みかん柑橘の既存の木がいっぱいある農地になっております。
議長	それはいいんだけど、それ以上をやってもらうということで。
事務局長	すこし現地でもお話しましたが、湘南ゴールドをメインでやっていきたいというようなことも少しおっしゃってましたので、意欲のある方だなとは思っております。

議長	営農計画書の 24 ページ、 が 915 m²・柑橘類、 が 819 m²・椎茸と書いてある。819 m²の の方で、819 m²で椎茸をやるのかなと思ひまして、いや、ほとんど柑橘でちょっとその間に椎茸を置くなら、別に、仮に椎茸が問題になっても、いや、農地でみかんなどを作っていますとはっきり言えていいんだけど、椎茸が駄目だと困っちゃうね。
事務局長	結構、そちらの今の場所については木が結構あるところですよ。原木とういふか鬱蒼としているわけではないですけど、自然的に木が生えてるようなところになっております。
議長	それはだけど、またそれはそれで耕作放棄地みたいな、やってもらうこといいことで、活用してもらって、どこで販売するか分らないけど、自分の地元なのか、こちらの方で出されるか分らないですけど。
事務局	お待たせしました。椎茸につきましては、今の鈴木がちょっと調べる中で、特林業、林の方、林業という位置づけがまずあります。但し、農地を農地のまま使う場合については、農産物という形でございます。今の形質変更しない農地を開拓、何か触らない形で、この案件の場合、原木を置く形になると思いますけれども、形質変更しないで置く形であった場合は、農地を農地のままの利用することについては、農産物であると。
議長	農地として認められるわけ、農産物はいいいんだけど、農地というふうに扱われるということでもいいわけ。
事務局	形質変更しなければ。
議長	それはいいんだけど。それじゃ何がいい
9 番委員	何変更か。
議長	形質変更というのはどういうことを言ってますか。
事務局長	山林になるとかいう話なんです。
事務局	そうです。
9 番委員	山林になる、例えば、みかん畑をみかんの木を切ったら、これは形質変更になるのか。

議長	ならない。地べたがそのままであれば、木を植えれば別だけど、杉だとか樺だとか
9 番委員	そこで作っている作物の内容が変わる。
議長	それはみかんを抜いて、胡瓜にするかもしれないではないか。
9 番委員	それは形質変更にあたるのか。
議長	当たらない。
9 番委員	当たらない。分かりました。
議長	土をそのまま使ってやっていくのだから、植わっている木が、種類が代わって、作物が野菜に代わったりする。
事務局	もう少し碎けて、農地に該当しないもの、逆に、農業用施設の敷地をコンクリート等で地固めすると、農地をもう使えない状態にする。コンクリート等を敷地に埋設する場合とか、そういう形が農地に該当しない、非農地みたいななんか、極端に言えばそうなるんでしょうかね。農地に該当するものとして。
事務局長	さっき話した通りでいいんでしょう。
事務局	代わりないです。
事務局長	今回のケースに関しては農地のままでやるんだから農作物で農地として扱うってことで、いいそれを話してください。
議長	こういうふうにしないと、土の上に楢木を置いて椎茸を作る、それは形質変更にあたらない。農地性は一切変わらない。そこがコンクリート打ち合って、それではちょっと違うかもしれないけども、土をそのまま使うでしょ地べたに楢木を置いておくわけでしょう。それで椎茸を切るわけでしょう。形質変更にならないということでしょう。
事務局	議長がご説明していただいた通りでございます。農地を農地のまま利用し、椎茸の楢木を置き、収穫するということでありまして、下地の農地を触らない形で、今回、経営耕作をするということで伺っておりますので、農地性という形で対応させていただきたいです。以上です。

議長	了解しました。他になにかご質問、議案番号 74 号、議案番号 75 号についてありますか。 ないようですので、採決を取ります。 まず、議案番号 74 号について、賛成をされる方は挙手をお願いします。
全員	賛成
議長	この件については許可することとしました。 続いて、議案番号 75 号について、賛成をされる方は挙手をお願いします。
全員	賛成
議長	この件については許可することとしました。 議案は以上です。
事務局長	あと一点、すみません。事務局の方から訂正させていただきたいんですが、レジュメの方の時間が間違えておりましたので 4 時半という形で提出させてください。申し訳ございませんでした。
事務局	失礼いたしました。
議長	以上をもちまして、³¹ 第 31 回農業委員会総会を終了したいと思います。 ご苦労さまでした。
	湯河原町農業委員会
	議長（会長） 露木 洋一
	議事録署名人
	4 番 御嶽 勝義
	5 番 荻谷 和彦